

氷見市議会厚生文教委員会会議録

令和4年12月15日(木)
氷見市庁舎議事堂委員会室
開会 午前 9時58分
閉会 午前11時59分

- 1 案 件 令和4年12月定例会において厚生文教委員会に付託されたもの
- 2 出席委員 6名
越田委員長、屋敷副委員長、福嶋委員、荻野委員、正保委員、澤田委員
- 3 委員外議員 積良議長、松原副議長
- 4 職務のため出席した議会局職員 串田局長、横田主幹
- 5 説明のため出席した者の職、氏名
林市長、篠田副市長、鎌仲教育長、藤澤政策統括監、東軒企画政策部長、森田総務部長、新井市民部長、泉澤教育次長、森福祉介護課長、利光子育て支援課長、大野市民課長、九澤健康課長、釜田病院事業管理室長、大浅環境防犯課長、天坂学校教育課長、布尾文化振興課長、竹口スポーツ振興課長 ほか関係職員
- 6 傍 聴 人 1人
- 7 付 託 議 案 別紙付託案件表のとおり
- 8 経過及び結果
 - ・越田委員長が開会を宣告し、市長挨拶の後、議事を進行した。
 - ・当局の説明を受け質疑応答を行った結果、議案第67号については賛成多数により、その他の案件については全会一致をもって原案を可とすることに決した（主な質疑応答は別紙のとおり）。
 - ・委員長報告は、「公立認定こども園及び子ども発達支援施設の整備状況について」を特筆することとし、作成は委員長に一任された。

氷見市議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年12月15日

氷見市議会厚生文教委員長

越田喜一郎

令和4年12月厚生文教委員会付託案件表

令和4年12月15日(木) 午前10時

氷見市庁舎議事堂委員会室

- ◎ 学校教育課等 10:00~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
学校教育課等所管に係る事項……………説明書P. 32
 - ・ 議案第80号 和解について……………議案書P. 72

- ◎ 文化振興課等 10:22~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
文化振興課等所管に係る事項……………説明書P. 32

- ◎ スポーツ振興課 10:38~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
スポーツ振興課所管に係る事項……………説明書P. 34

- ◎ 福祉介護課 10:43~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
福祉介護課所管に係る事項……………説明書P. 16
 - ・ 議案第72号 令和4年度氷見市介護保険特別会計補正予算(第2号)……………議案書P. 23

- ◎ 子育て支援課 10:51~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
子育て支援課所管に係る事項……………説明書P. 18

- ◎ 市民課 11:20~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
市民課所管に係る事項……………説明書P. 14
 - ・ 議案第71号 令和4年度氷見市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)……………議案書P. 19
 - ・ 議案第77号 氷見市手数料徴収条例の一部改正について……………議案書P. 69

- ◎ 健康課 11:35~
 - ・ 議案第67号 令和4年度氷見市一般会計補正予算(第4号)中
健康課所管に係る事項……………説明書P. 16

【裏面へ続く】

◎ 病院事業管理室 11:39~

- ・ 議案第 69 号 令和 4 年度氷見市病院事業会計補正予算（第 2 号）……………議案書 P. 15
- ・ 議案第 78 号 氷見市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
について……………議案書 P. 70

◎ 環境防犯課 11:49~

- ・ 議案第 67 号 令和 4 年度氷見市一般会計補正予算（第 4 号）中
環境防犯課所管に係る事項……………説明書 P. 14
- ・ 議案第 73 号 氷見市合葬施設条例の制定について……………議案書 P. 30

（注）財源補正及び節区分補正に係る説明は不要です。

主な質疑応答

学校教育課等 屋敷委員	小学校備品購入費・中学校備品購入費について。物価高騰が続いているが来年度予算には反映されているか。
天坂課長	事業者より見積書を取り寄せ予算に反映している。
澤田委員	議案第80号 和解について。地籍調査事業の誤りによるものなのか。
藤澤政策統括監	地籍調査によるというのは初めて聞いた。
泉澤教育委次長	地籍調査の誤りではなく地籍調査の結果、賃貸借契約に誤りが見つかったということである。
澤田委員	地籍調査が完了したのはいつか。
天坂課長	平成11年に完了し確定している。
澤田委員	今回の事案はいつから問題視されるようになったのか。
天坂課長	平成30年に本人より申し出があり、同年12月議会に予算要求させていただいている。
澤田委員	この事案の詳細な資料の提出を求めます。
越田委員長	当局には資料の提出をお願いします。
荻野委員	次回の調停日を前倒しすることは可能か。
天坂課長	前回の調停において決定しているため変更はできない。
澤田委員	<案件外>教育施設における神棚の設置について 小中学校を含めた教育施設での神棚の設置は可能か。
鎌仲教育長	教育基本法第15条第2項の規定により国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならないとなっており、学校での神棚設置は馴染まないと考える。
澤田委員	市長の考えは。
林市長	芸術文化館での設置は専ら世俗的なもので特定の宗教を援助、助長、促進または特定の宗教に圧迫、干渉を与えるものではなく、学校での設置は

	特定の宗教を助長する恐れがあることから望ましくないと考える。
文化振興課等 荻野委員 布尾課長	<p><案件外>氷見市芸術文化館の備品について 他の事業についてもこのような説明をするのか。</p> <p>氷見市芸術文化館の備品に係る予算を計上する際に以前所属していた企画総務委員会において詳細な説明をしていることから今回、特別に提示させていただいた。</p>
スポーツ振興課 正保委員 竹口課長 正保委員 竹口課長 正保委員 竹口課長	<p>ふれあいスポーツセンター営繕費について。ふれあいスポーツセンターは築何年か。</p> <p>1999年建築で築23年である。</p> <p>長く使用するためにも全体的な点検が必要なのではないか。</p> <p>今後、個別施設計画を見直しながら改修を行っていく。</p> <p>新たなニーズに合った形でのリニューアルをしていけばどうか。</p> <p>今後、検討していきたい。</p>
子育て支援課 澤田委員 利光課長 澤田委員 森田総務部長 澤田委員 新井市民部長 澤田委員	<p>子育て世帯応援給付金支給事業費について。対象者5,400人の内訳は。</p> <p>氷見市に住所を有する18歳以下の児童を対象としており、本年9月30日までに出生した児童、約5,280人と10月1日から令和5年3月31日までに出生見込みの児童、約120人である。</p> <p>財源を全額交付金としていないのはなぜか。</p> <p>全額交付金とした場合、出生者が見込み数に達しないときは返還しなければならないことから一部、一般財源としている。</p> <p>令和5年3月31日以降の出生予定の児童に対する支給の予定はないのか。</p> <p>今後、物価高に対する対策をしていく必要はあるが本事業については今年度限りと考えている。</p> <p>妊娠中の胎児も対象にすべきではないか。</p>

<p>林市長</p> <p>荻野委員</p> <p>林市長</p> <p>正保委員</p> <p>利光課長</p>	<p>本事業は今年度の事業としていることから令和5年3月31日までの出生の児童を対象としている。ただし、市としては出生祝い事業として、第1子に5万円分、第2子に10万円分、第3子以降に20万円分の商品券等を贈呈しているほか国の補正予算でも出生に対して支援する制度が成立している。</p> <p>来年度以降の継続を検討する余地はあるのか。</p> <p>物価高に対しては今後も注視し来年度当初予算に盛り込んでいくかの検討をしていきたい。</p> <p>公立認定こども園整備事業費及び子ども発達支援施設整備事業費の繰越について。年度内執行額が50パーセントを満たしていないのに5月や6月の完成は見込めるのか。</p> <p>施工業者と進捗状況を協議しながら工期限内に完成できるように進めていく。</p>
<p>病院事業管理室</p> <p>荻野委員</p> <p>釜田室長</p> <p>正保委員</p> <p>越田委員長</p> <p>荻野委員</p> <p>釜田室長</p>	<p>議案第78号 氷見市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。現在の内分泌・代謝科からの変更か。</p> <p>条例上、内科から糖尿病・内分泌内科を独立して追加するものである。</p> <p>他の病院との差別化を図る上で重要な取り組みであるので、県内において同様の診療科を設置している病院があるのかが分かる資料の提出を求めます。</p> <p>当局には資料の提出をお願いします。</p> <p>追加経費は必要ないのか。</p> <p>追加の経費は必要ありません。</p>
<p>環境防犯課</p> <p>澤田委員</p> <p>大浅課長</p> <p>澤田委員</p>	<p>議案第73号 氷見市合葬施設条例の制定について。場所が分かるような資料はないのか。</p> <p>斎場に隣接する形で整備している。</p> <p>使用するにあたって本市に住所を有する必要があるが申込み後、市外に移住した場合はどうなるのか。</p>

大浅課長	申込みの時点で市内に住所を有していれば資格がある。
澤田委員	使用料の支払い方法はどのようになっているか。
大浅課長	納入方法は一括納入のみとなっている。
澤田委員	お参りしたい場合の方法はどのようになっているか。
大浅課長	施設の正面にある参拝スペースにてお参りしていただく。納骨堂では骨壺を参拝スペースにお運びしてお参りしていただくことになる。